

控除対象個別帰属調整額
の控除明細書

事業年度	年 月 日から	法人名
	年 月 日まで	

第二十号様式別表二の七

事業年度又は 連結事業年度	連結適用前欠 損金額又は連結 適用前災害 損失欠損金額 ①	控除対象個別 帰属調整額 (①×23.2/100 又は①×20/100) ②	既に控除を 受けた額 ③	控除未済額 ②-③ ④	当期控除額 ⑤	翌期繰越額 ⑥
年 月 日から 年 月 日まで	円	円	円	円	円	
年 月 日から 年 月 日まで						円
年 月 日から 年 月 日まで						
年 月 日から 年 月 日まで						
年 月 日から 年 月 日まで						
年 月 日から 年 月 日まで						
年 月 日から 年 月 日まで						
年 月 日から 年 月 日まで						
年 月 日から 年 月 日まで						
年 月 日から 年 月 日まで						
年 月 日から 年 月 日まで						
年 月 日から 年 月 日まで						
計						

「控除対象個別帰属調整額の控除明細書」（第 20 号様式別表 2 の 7）記載要領

- 1 この明細書は、当該事業年度開始の日前 10 年（平成 30 年 3 月 31 日以前に開始した事業年度において生じたものについては 9 年。以下同じです。）以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額について、地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号。以下「令和 2 年改正法」といいます。）附則第 13 条第 4 項において準用する法第 321 条の 8 第 3 項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第 20 号様式の申告書に添付してください。
- 2 令和 2 年改正法附則第 13 条第 4 項において準用する法第 321 条の 8 第 5 項に規定する被合併法人等の控除未済個別帰属調整額（当該法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定した場合で、当該他の法人に株主等が 2 以上あるときは、当該控除未済個別帰属調整額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）がある場合には、当該控除未済個別帰属調整額と同項の規定の適用を受けるとする法人の控除対象個別帰属調整額とを区分し、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載します。

3 各欄の記載のしかた

連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額	①	当該事業年度開始の日前 10 年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額について、古い事業年度又は連結事業年度の分から順次記載します。 ※令和 2 年改正法附則第 13 条第 4 項において準用する法第 321 条の 8 第 3 項の規定による控除は、連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度について 1 に掲げる書類を提出し、かつ、その後において連続して第 20 号様式の確定申告書を提出していることが必要です。
控除対象個別帰属調整額	②	①の欄に記載した金額に、最初連結事業年度（2 以上の最初連結事業年度の終了の日がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度。以下同じです。）の終了の日における法人の区分に応じ、 普通法人 （令和 2 年所得税法等改正法第 16 条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和 2 年旧措置法」といいます。）第 68 条の 100 第 1 項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除きます。）との間に 連結完全支配関係がある連結子法人 にあつては 100 分の 23.2 （ただし、最初連結事業年度が平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に開始したものである場合には、 100 分の 25.5 。最初連結事業年度が平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に開始したものである場合には、 100 分の 23.9 。最初連結事業年度が平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始したものである場合には、 100 分の 23.4 。）を、 旧措置法第 68 条の 100 第 1 項の承認を受けている同項に規定する医療法人又は協同組合等との間に連結完全支配関係がある連結子法人 にあつては 100 分の 20 を乗じて計算した金額を記載します。
控除未済額 ②-③	④	②の欄の金額から③の欄の金額を差し引いた金額（前期分のこの明細書の「翌期繰越額」）を古い事業年度又は連結事業年度の分から順次記載します。
当期控除額	⑤	次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ(i)に掲げる金額が(ii)に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。 (1) 第 20 号様式別表 1 を提出する法人 (i) この明細書の⑤の「計」、第 20 号様式別表 2 の⑤の「計」、第 20 号様式別表 2 の 2 の⑤の「計」、第 20 号様式別表 2 の 3 の⑤の「計」、第 20 号様式別表 2 の 4 の⑤の「計」及び第 20 号様式別表 2 の 8 の④の「計」の各欄の金額の合計額 (ii) 第 20 号様式別表 1 の⑧から⑩までの各欄の金額の合計額から⑧の欄の括弧内の金額を控除した金額 (2) 第 20 号様式別表 1 の 3 を提出する法人

	(イ) この明細書の⑤の「計」及び第 20 号様式別表 2 の 8 の④の「計」の各欄の金額の合計額 (ロ) 第 20 号様式別表 1 の 3 の③の欄の金額から①の欄の括弧内の金額を控除した金額
--	---

- この明細書はボールペンで記載してください。なお、温度変化により無色になるインキを用いたボールペンは使用しないでください。
- この明細書に記載された情報は、法人の同意や法令に定めがある場合を除いて、市税の課税や納税の目的以外には利用しません。